

# 鳥取県福祉のまちづくり推進協議会

## 整備基準専門委員会

---

(第1回)

日時:令和3年7月5日(月)10:00~

場所:災害対策室(第2庁舎3階)

オンライン

# 次第

---

1 あいさつ(遠藤くらしの安心局長)

2 出席者紹介

専門委員会長の選出

3 議題

① 福祉のまちづくり条例について

② 福祉のまちづくり条例の見直しについて

4 今後の予定

# 整備基準専門委員

(敬称略・順不同)

区分	氏名	所属・役職
施設利用者	岡 享弘※	県老人クラブ連合会理事
//	足羽 賢治※	倉吉市身体障害者福祉協会事務局長
//	高塚 千春※	県聴覚障害者協会理事
//	藪田 和利	(公社)県視覚障害者福祉協会理事兼東部支部長
//	山崎 満江※	県介護福祉士会参与
//	朝野 みどり※	(特非)就労支援センター和貴の郷生活支援員
//	西尾 恵子	山陰網膜色素変性症協会
施設提供者	松浦 秀一郎※	県ハイヤー・タクシー協会
//	米原 哲男※	県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局長
//	信夫 正人	県飲食生活衛生同業組合副理事
//	米本 恵美	東宝企業(株)業務部主任
//	畠山 洋子	県美容業生活衛生同業組合
//	西尾 浩一郎	県中小企業団体中央会事務局企画振興部次長
//	前田 真教	日本賃貸住宅管理協会中国ブロック県支部長
建築団体	塚田 隆※	県建築士事務所協会副会長
特定行政庁	尾坂 和昭	鳥取市都市整備部次長兼建築指導課長
学識経験者	天野 圭子※	米子工業高等専門学校総合工学科准教授
オブザーバー	光岡 芳晶	(特非)すてっぷ理事長

<凡例> ※福祉のまちづくり推進協議会委員兼務

# 事務局名簿

---

所属	職名	氏名
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局	局長兼 課長	丸山 真治
// // 福祉保健課	課長補佐	三浦 敏樹
// // //	主事	森岡 小織
// 生活環境部くらしの安心局	局長	遠藤 淳
// // 住まいまちづくり課	課長	前田 弘信
// // // 景観・建築指導室	室長	森山 優男
// // // //	課長補佐	柏木 将吾
// // // //	係長	小谷 良和
// // // //	建築技師	太田 史夏

# 福祉のまちづくり条例の整備基準専門委員会①

---

## 1 福祉のまちづくり推進協議会

知事が任命する委員及び専門委員は38名以内(任期は2年)

以下の事項について、調査協議を行う協議会

- ・**県条例の整備基準**

- ・福祉のまちづくりの推進方策
- ・福祉のまちづくりの進行管理
- ・福祉のまちづくりの普及啓発
- ・その他必要な事項

## 2 整備基準専門委員会の規定

条例の**整備基準**に関する専門事項を調査協議する委員会

- ・専門委員は、**会長が指名**する推進協議会委員及び専門委員で構成
- ・専門委員会には、**協議会委員、専門委員の互選により選任する専門委員会長**を置く
- ・専門委員会の決議は、協議会に報告することにより、協議会の決議にすることができる。

# 福祉のまちづくり条例の整備基準専門委員会②

---

## 3 専門委員会の検討事項

- ・施設利用者、施設提供者、建築関係団体、所管行政庁などの見直し意見及び提案により、条例の課題・問題点等を整理・検討
- ・福祉のまちづくりを進めるための意見を提案
- ・委員会は、**計3回の開催**を予定

## 4 委員の任期等

- ・協議会委員及び専門委員の任期について

協議会委員の任期	<b>令和5年7月 1日まで</b>
専門委員の任期	<b>令和5年3月31日まで</b>

(1)専門委員会長の選出

(2)専門委員会長が職務代理を指名

# 専門委員会における審議内容

---

回数	時期	内容
第1回	令和3年7月	見直しの方向、課題の整理と対応方針など
第2回	令和3年8月	条例、マニュアル等への反映案 支援制度の拡充案
第3回	令和3年10月	条例、マニュアル、支援制度の改正案の提示

## 推進協議会への報告

---

回数	時期	内容
第1回	令和3年11月	パブリックコメント後の条例改正案の承認

# 条例改正スケジュール(案)

年度	令和3年度												令和4年度			
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	～	10		
条例	分析・課題整理	整備基準検討	条例案作成		パブコメ	条例案修正	●条例案付議	2月議会	●条例公布	●条例説明会	●条例施行					
知事議会						●議会報告 知事協議、議会報告										
専門委員会		●第1回見直しの方向	●第2回反映案 ●第3回説明		改正案提示											
推進協議会			●専門委員指名通知				●協議会報告									

周知期間

# 福祉のまちづくり条例の概要 ①

---

## 1 バリアフリー法の概要

- ・床面積が**2,000m<sup>2</sup>以上**の**不特定多数の者、高齢者・障がい者等**が利用する建築物(特別特定建築物)を建築するにあたり、建築物移動等円滑化基準(バリアフリー基準)への適合を義務化
- ・地方公共団体は**条例**を定めて、特別特定建築物とする**用途の追加**、**床面積の引下げ**、**バリアフリー基準の付加**をすることができる
- ・倉庫、戸建て住宅など特定建築物以外を加えることや、建築物特定施設※以外にバリアフリー基準を付加することはできません  
※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター、便所、  
ホテル旅館の客室、敷地内通路、駐車場、浴室又はシャワー室

## 2 条例の概要

- ・条例では、平成20年に法に基づく条例に全部改正し、特別特定建築物とする**用途を追加**し、**対象床面積を引下げ**するとともに、**バリアフリー基準を付加**し、建築物のバリアフリー化を進めることにしている。  
(適合しない建築物は新築、増改築、用途変更ができない)
- ・条例施行後、**5年毎に見直しを検討**することにしており、これまでオストメイト整備基準の見直し(平成24年)、特別特定建築物の拡大、バリアフリー基準の見直し(平成28年)などの改正を実施

# 福祉のまちづくり条例の概要 ②

特定建築物	特別特定建築物(法)	特別特定建築物(条例)
学校	特別支援学校、公立小中学校	左記以外の学校
病院又は診療所	病院又は診療所	
劇場、観覧場、映画館 又は演芸場	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂	集会場又は公会堂	
展示場	展示場	
卸売市場又は百貨店、 マーケットその他の物 品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品 販売業を営む店舗	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館	
事務所	保健所、税務署その他不特定かつ 多数の者が利用する官公署	ガス、電気、電気通信の 用に供する事務所
共同住宅、寄宿舎又は 下宿		共同住宅、寄宿舎又は下 宿
老人ホーム、保育所、 身体障害者福祉ホー ムその他これらに類す るもの	老人ホーム、保育所、身体障害者 福祉ホームその他これらに類する もの(主として高齢者、障がい者 等が利用するものに限る)	左記を除く用途

# 福祉のまちづくり条例の概要 ③

特定建築物	特別特定建築物(法)	特別特定建築物(条例)
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設(左記のものを除き、かつ企業の福利厚生用のものを除く)
博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館又は図書館	
公衆浴場	公衆浴場	
飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店	

# 福祉のまちづくり条例の概要 ④

特定建築物	特別特定建築物(法)	特別特定建築物(条例)
理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行これらに類するサービス業を営む店舗	理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの		自動車教習所又は職業訓練校
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車の停留又は駐車の為の施設	自動車の停留又は駐車の為の施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
公衆便所	公衆便所	
公共用歩廊	公共用歩廊	

# 福祉のまちづくり条例の概要 ⑤

特別特定建築物①	適用面積
特別支援学校、幼稚園、小中学校、高校、大学等	すべて
各種学校、専修学校など	500m <sup>2</sup>
病院	すべて
診療所	100m <sup>2</sup>
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	すべて
集会場又は公会堂	すべて
展示場	500m <sup>2</sup>
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	100m <sup>2</sup>
ホテル又は旅館	200m <sup>2</sup> かつ10室
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて
ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	1000m <sup>2</sup>
共同住宅、寄宿舎又は下宿	1000m <sup>2</sup>
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	100m <sup>2</sup>
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	100m <sup>2</sup>

# 福祉のまちづくり条例の概要 ⑥

特別特定建築物②	適用面積
体育館(一般向け)、水泳場(一般向け)、ボーリング場	すべて
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(上欄、かつ企業の福利厚生用のものを除く)	500m <sup>2</sup>
遊技場	1000m <sup>2</sup>
博物館、美術館又は図書館	すべて
公衆浴場	500m <sup>2</sup>
飲食店	100m <sup>2</sup>
クリーニング取次店又は質屋、貸衣装店その他これらに類するサービス業を営む店舗	100m <sup>2</sup>
理髪店及び美容院	200m <sup>2</sup>
郵便局、銀行	100m <sup>2</sup>
自動車教習所又は職業訓練校	500m <sup>2</sup>
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべて
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるもの)	1000m <sup>2</sup>
公衆便所	50m <sup>2</sup>

# 福祉のまちづくり条例の概要 ⑦

## 3 バリアフリーに関する法令等の変遷

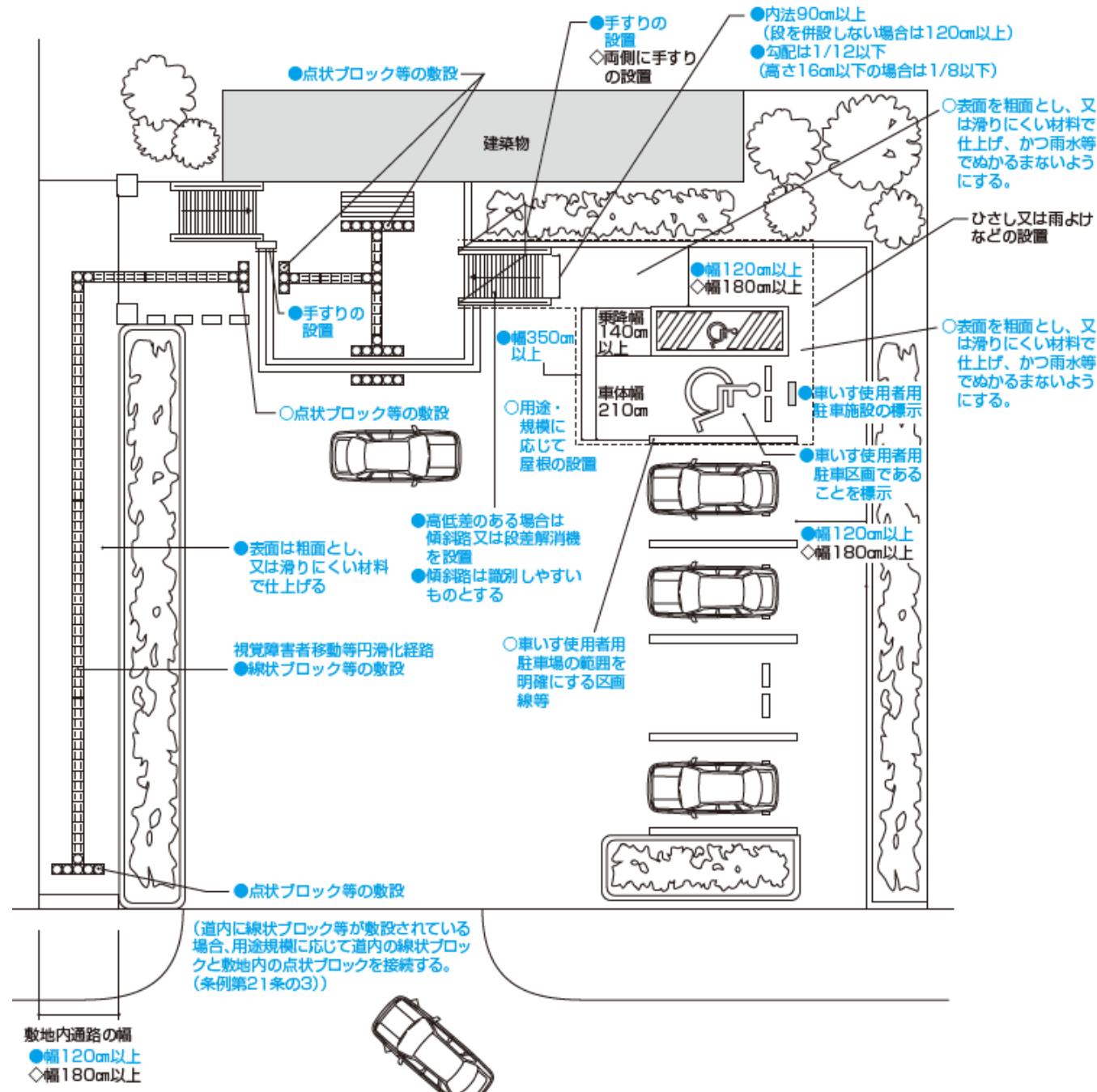
年度	時期	内容
平成2年	ふれあいのまちづくり整備指針策定	建築物等のバリアフリー化の努力義務を制定
平成6年	ハートビル法制定	建築物等のバリアフリー化の努力義務を規定
平成8年	条例制定	法基準に県独自「整備基準」を追加(遵守義務)
平成12年	交通バリアフリー法制定	旅客施設及び車両のバリアフリー化整備を進める上での努力義務を規定
平成12年	条例の一部改正	物販店、飲食店の適用面積引き下げ
平成14年	ハートビル法一部改正	2千m <sup>2</sup> 以上の建築物は適合義務化。地方公共団体は基準の上乗せ、適用面積の引き下げが可能
平成18年	バリアフリー新法制定	ハートビル法と交通バリアフリー法を一本化し、道路等も規制対象に追加
平成20年	条例の全部改正	法の上乗せ条例として全面改正し、特別特定建築物の基準適合を義務化
平成24年	条例の一部改正	オストメイト関連を改正
平成28年	条例の一部改正	特別特定建築物、バリアフリー基準を見直し

# 福祉のまちづくり条例の概要 ⑧

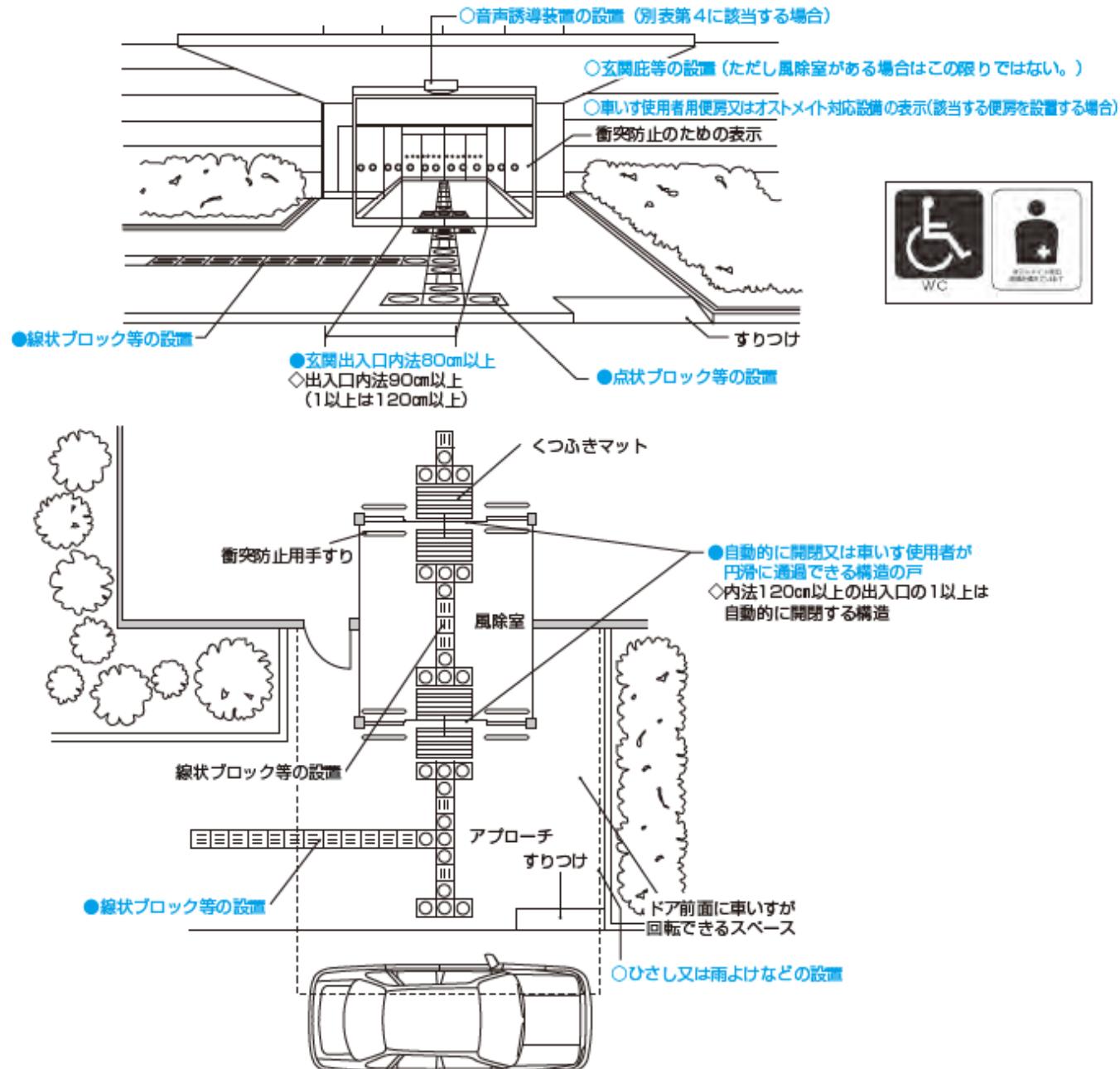
## 4 基準寸法の基本的な考え方

80cm	車いすが通過できる寸法
90cm	車いすで通過しやすい寸法、通路を車いすで通行できる寸法
120cm	通路を車いすが通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法 松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法
140cm	車いすが転回(180°方向転換)できる寸法
150cm	車いすが回転できる寸法 人と車いすがすれ違える寸法 松葉杖利用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
180cm	車いすが回転しやすい寸法 車いす同士がすれ違いやすい寸法

# 道から玄関までのバリアフリー



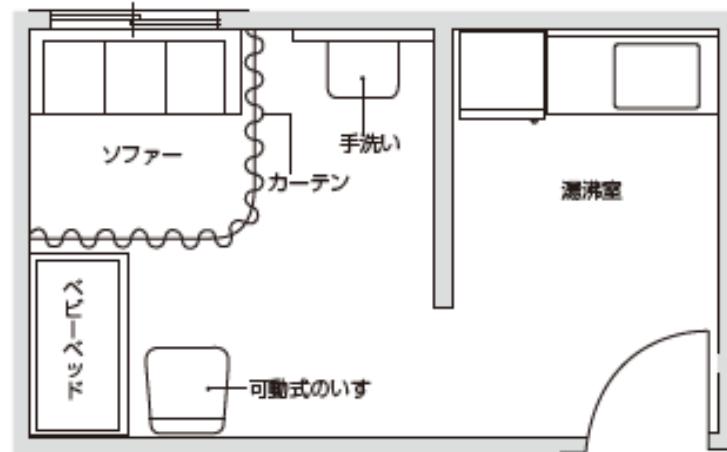
## 玄関回りの整備例



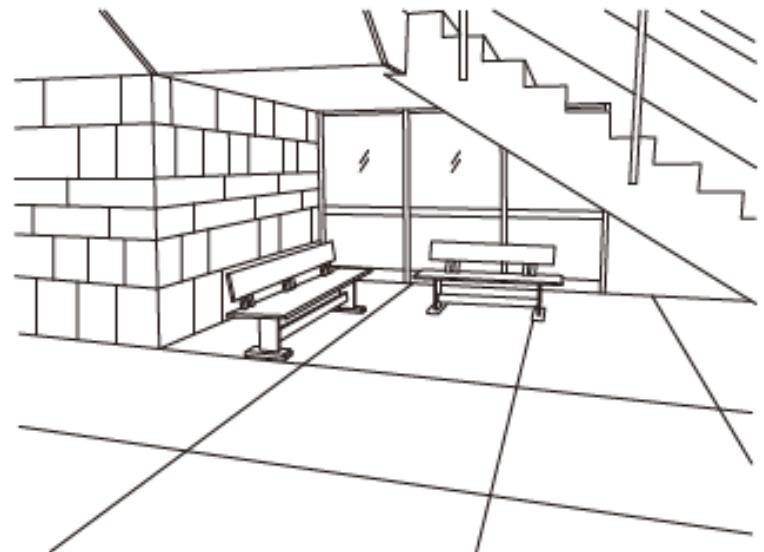
注) 点状ブロック等、線状ブロック等の敷設例は40cm角ブロックを使用した場合。以下同じ。

# 子育てへの配慮

## 授乳室の例

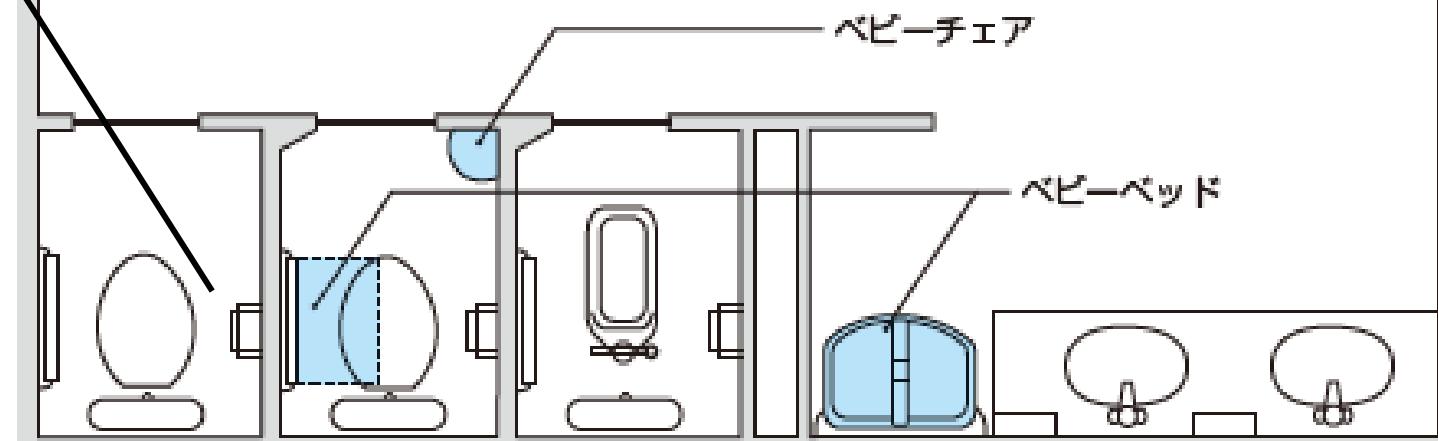


## 休憩コーナーの例



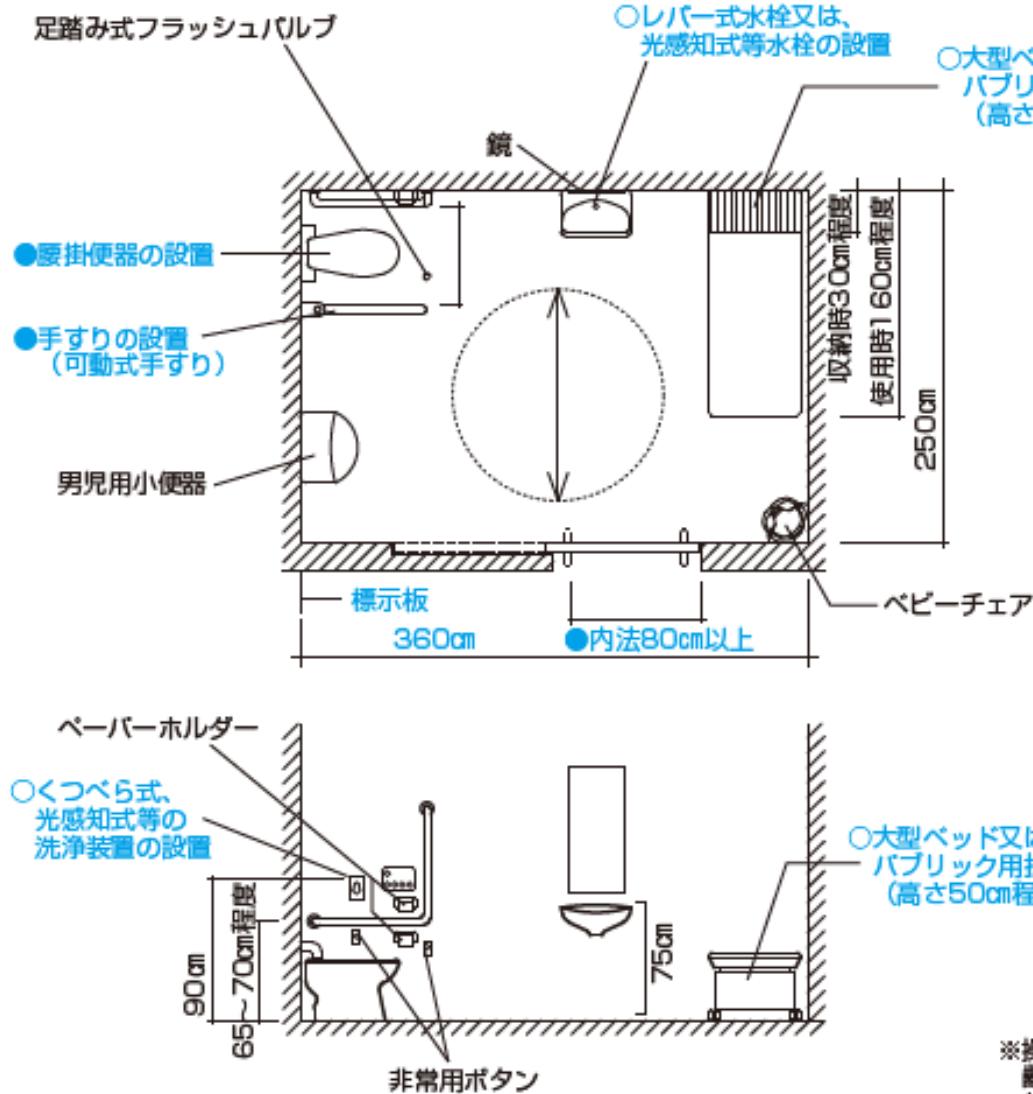
最低1か所は洋式

## ■トイレ内の配置例



# トイレのバリアフリー①

## 多機能便所の整備例

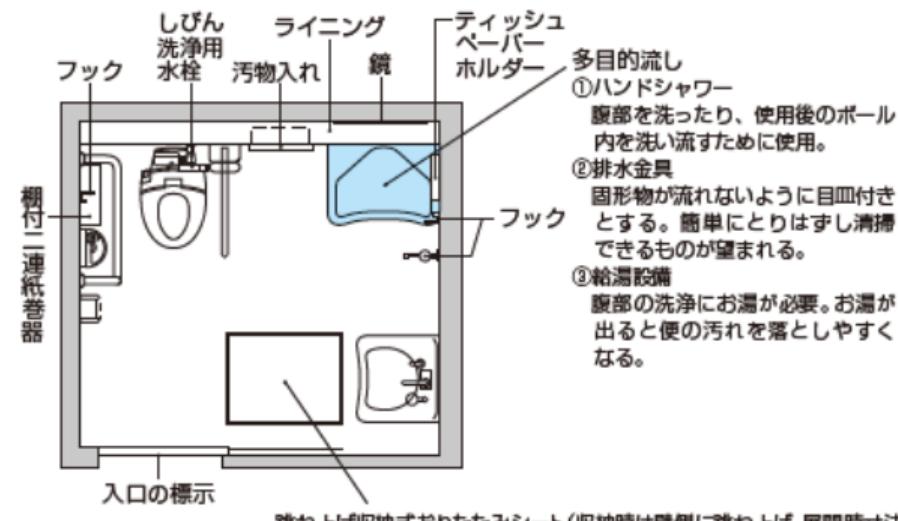


※操作部、紙巻き器等の形状、色、配置は「JIS S 0026：2007 高齢者・障害者配慮設計指針 一公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」も参考にしてください。

## トイレのバリアフリー②

### オストメイト対応設備を併設した例

オストメイト対応  
便所の標示例

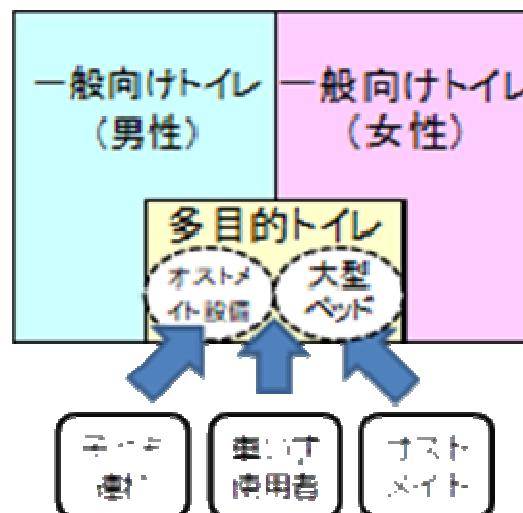


### 便所の標示例

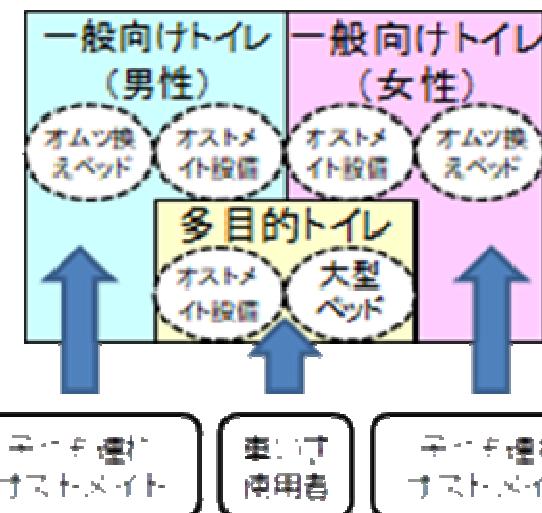


どなたでもご自由にお使いください  
高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人など障害者以外の人も利用できる旨を標示することが望ましい。

### 多目的トイレは健常者の使用、目的外の使用は控えましょう

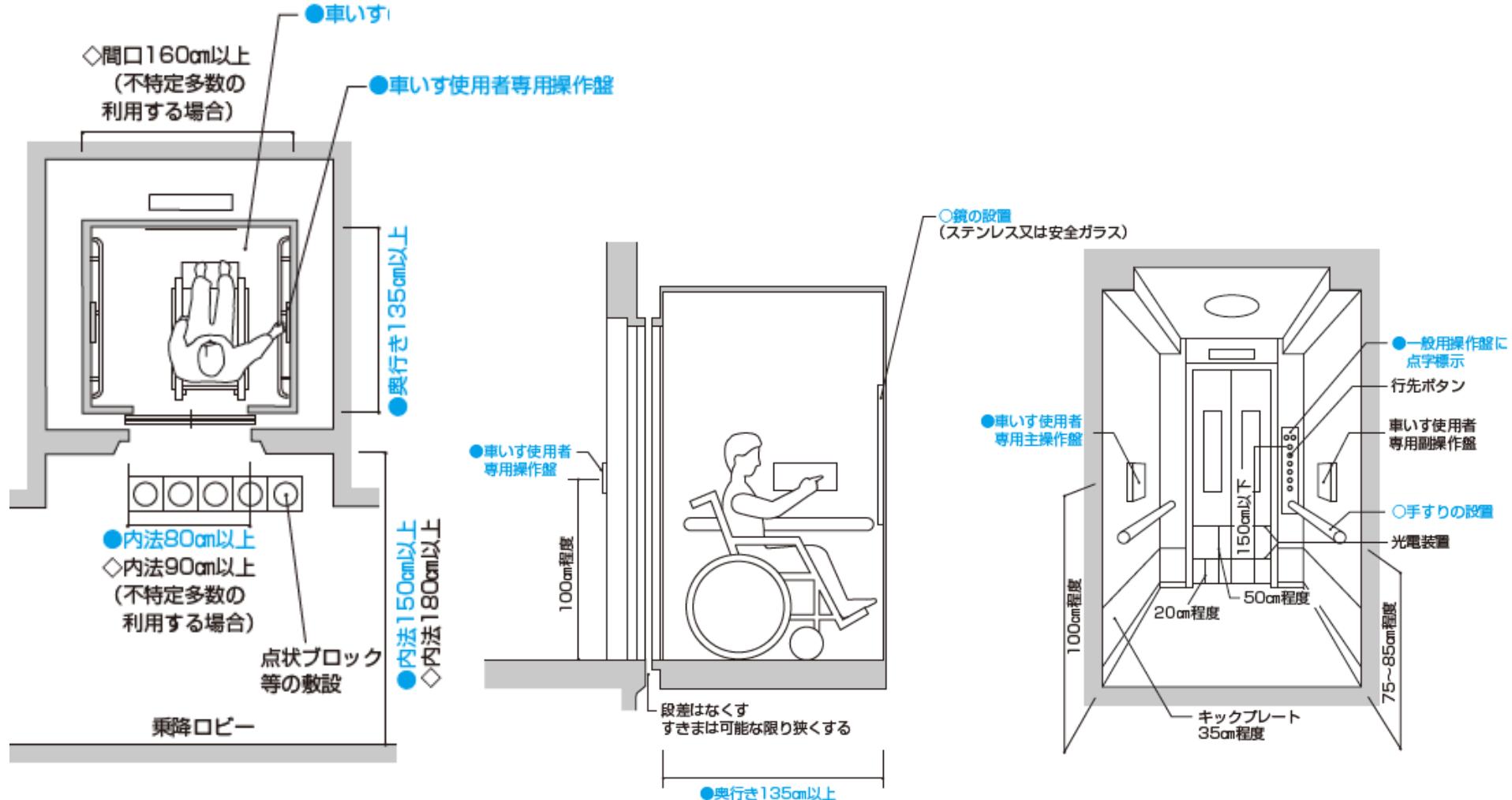


改正前



改正後

# エレベーターのバリアフリー

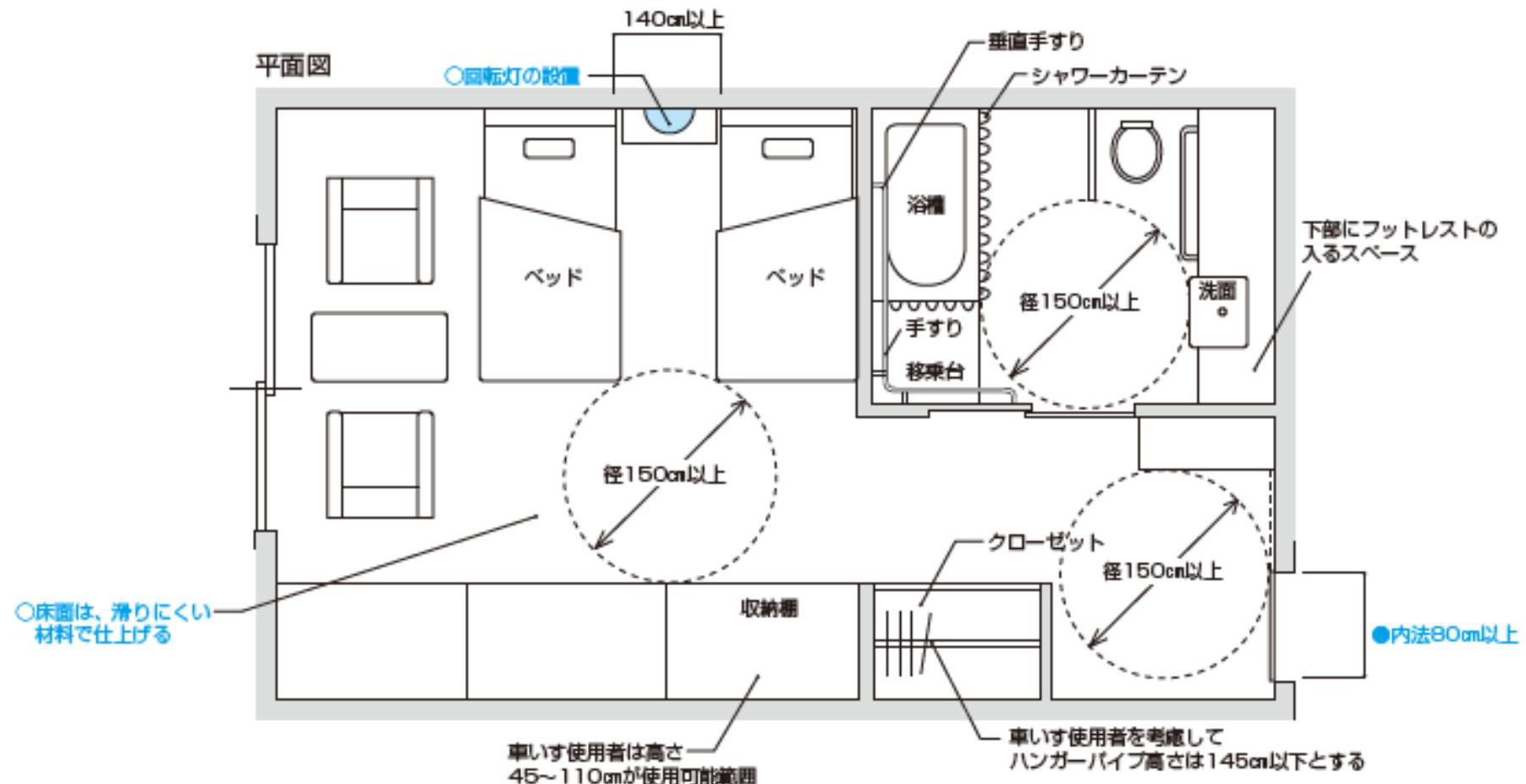
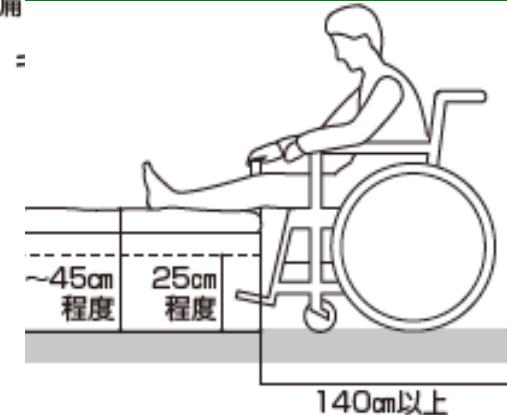


## ホテル客室のバリアフリー

※聴覚障害者に緊急情報等を伝達する設備

回転灯（パトライト）の例

客室の総数が25以上の場合は、車いす用客室及び聴覚障害者用客室を50室に1室ずつ設ける



# 福祉のまちづくり条例の概要 ⑨

## 5 平成28年の条例改正の概要

### (1)適合義務対象となる建物規模の見直し

高齢者、障がい者等の利用が多い用途の適用面積を引下げ、建築物全体の適合率向上を目的(当時の適合化率60%⇒当時の目標適合化率70%)

- ① 主に公共建築物となる用途は、全て適合を義務付け  
・学校(各種・専修学校除く)、劇場、集会場、行政事務所(不特定多数、障がい者が利用)、博物館、美術館、体育館(公共用途) 等

- ② 義務付けの面積引下げ  
　　ホテル等 1,000m<sup>2</sup>以上 ⇒ 200m<sup>2</sup>以上かつ10室以上  
　　飲食店 200m<sup>2</sup>以上 ⇒ 100m<sup>2</sup>以上

### (2)既存建築物利活用の際の適用基準他の見直し

空き家等が利活用しやすい基準に見直し

- ① 既存建築物(200m<sup>2</sup>以下)を用途変更し利活用する場合に一部基準の適用を緩和  
・トイレ出入口幅、階段・廊下寸法、敷地内通路(スロープ等)等の対応困難なもの
- ② 工事期間中の代替として設置する仮設建築物(2,000m<sup>2</sup>以下)を義務付けから除外
- ③ 玄関前の庇設置について、風除室がある場合は設置を免除

# 福祉のまちづくり条例の概要 ⑩

## (3) 障がいの種類等に応じた基準の見直し

障がい者等の移動をさらに円滑にする環境づくり

車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"><li>一定規模以上の施設の車いす使用者用駐車場に屋根設置を義務付け</li><li>車いす対応エレベーターの設置面積基準の引下げ</li><li>ホテルの車いす使用者用客室の設置室数の拡大</li><li>トイレ内大人用ベッド設置対象用途の拡大、面積基準の引下げ</li><li>面積に関わらず、主要な玄関の段差解消等を義務付け(従来100m<sup>2</sup>以上)</li></ul>
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"><li>一定規模以上の施設の敷地内と道路の誘導ブロックとの接続を義務付け</li><li>音声誘導装置の設置面積基準の引下げ</li></ul>
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"><li>ホテル一般客室の一部に回転灯等の設置を義務付け</li><li>行政事務所に電光掲示板装置の設置を義務付け</li></ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"><li>一定規模以上の公共事務所、物販店、ホテル等に休憩スペース設置義務付け</li><li>一般トイレの1カ所以上に洋式化を義務付け</li></ul>
子育てオストメイト	<ul style="list-style-type: none"><li>一定規模以上の公共事務所、病院、物販店等で、多目的トイレとは別に一般トイレ内にオムツ替え設備、オストメイト対応設備の1カ所以上設置を義務付け</li></ul>

# 福祉のまちづくり条例の概要 ⑪

## 6 支援制度(福祉のまちづくり推進事業補助金)

- ・事業者を支援するため、県と市町村が連携して、条例で定めた用途、バリアフリー基準の適合に要する費用の一部を助成  
(法で義務付けしている2000m<sup>2</sup>以上の規模の建築物や病院、福祉施設などは、補助対象外)

車いす用トイレ

[最大]

**新築60万円**

補助対象経費1／2以内

[最大]

**改修333万円**

補助対象経費2／3以内

エレベーター

[最大]

**新築150万円**

補助対象経費1／2以内

[最大]

**改修1000万円**

補助対象経費1／2以内

# 前回(H28年)までの条例改正の成果及び課題

---

## 1 成果

- ・平成28年の条例改正では、全ての公共施設を適合義務化にしたことにより、用途毎の適用面積の引き下げなどを行っており、高齢者、障がい者が利用しやすい建築物が増えている。
- ・オストメイトの設置基準面積を引き下げ、特別特定建築物の多くにオストメイトが設置されたことで、ストーマ処理が必要な方から、県内の移動が快適になったとの話を聞いている。

## 2 課題

- ・適合率※は、ホテル等・福祉施設(80~100%)で向上したものの、適用面積を据え置いた共同住宅、理美容院(10%以下)は低い。

※ 特別特定建築物について、条例対象面積の建築数を全ての建築数で除した割合で、バリアフリー化の指標としているもの(適合していない建築物は条例の規模に満たないだけで違反ではない。)

- ・多目的トイレは、利用者の集中を避けるため、平成28年の改正で機能の分散化を図ったが、まだ利用が集中しているという意見がある。
- ・200m<sup>2</sup>未満の用途変更は、トイレ、階段・廊下、敷地内通路の基準を緩和したが、空き家、空きビルの利活用が進んでいない。

# 委員会で審議する検討内容

## 検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できていない。

適合率 60%(H21～H25) ⇒ 61%(H28～R2)

## 検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

## 検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

## 検討4 既存建築物の利活用のさらなる促進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

# 検討1 バリアフリー化の推進 ①

## 用途別の適合率

区分 用途	適用面積(m <sup>2</sup> )	適合率			
		H28改正	H21~25	H28~R2	増減
特別支援学校	100→0	75%	100%	25%	
幼稚園、小中高等	100→0	73%	100%	27%	
病院	100→0	74%	100%	26%	
診療所	100	74%	79%	5%	
劇場、映画館等	1000→0	なし	100%	100%	
集会所、公会堂	500→0	45%	100%	55%	
展示場	1000→500	13%	7%	▲6%	
物販の店舗	100	81%	76%	▲5%	

# 検討1 バリアフリー化の推進 ②

## 用途別の適合率

区分	適用面積(m <sup>2</sup> )	適合率		
		H28改正	H21~25	H28~R2
用途				増減
ホテル・旅館	1000→200 かつ10室	25%	91%	66%
行政事務所	100→0	54%	100%	46%
共同住宅、寄宿舎	1000	19%	9%	▲10%
老人ホーム等(高齢者、障がい者使用)	100	88%	98%	10%
福祉ホーム等(上記以外)、保育所	100	86%	88%	2%
児童厚生施設、老人・身障者福祉C等	100	81%	80%	▲1%
体育館(公共用途)	1000→0	なし	100%	100%
体育館(上記以外) スポーツジム等	1000→500	0%	30%	30%

# 検討1 バリアフリー化の推進 ③

## 用途別の適合率

区分 用途	適用面積(m <sup>2</sup> )	適合率		
		H28改正	H21~25	H28~R2
増減				
博物館、図書館	500→0	100%	100%	0%
公衆浴場	500	100%	33%	▲67%
飲食店	200→100	30%	66%	36%
クリーニング、コインランドリー等	500→100	21%	19%	▲2%
理美容院	200	0%	3%	3%
郵便局、銀行	100	43%	63%	20%
旅客ターミナル	100→0	100%	100%	0%
公衆便所	50	67%	91%	24%
合計	-	60%	61%	1%

# 検討1 バリアフリー化の推進 ④

## 【参考】用途別の床面積

名称	面積	名称	面積
住宅	100~200m <sup>2</sup>	共同住宅 2階 (2LDK6室程度)	400m <sup>2</sup>
住宅併用理容店 (店部分)	20m <sup>2</sup>	共同住宅 3階 (2LDK15室程度)	1000m <sup>2</sup>
銀行・郵便局 の支店	50~100m <sup>2</sup>	県内スーパー マーケット	2000~ 3000m <sup>2</sup>
喫茶店 (客席約15)	60m <sup>2</sup>	県外大手スーパー (24時間)	5000m <sup>2</sup>
ラーメン店 (客席20)	110m <sup>2</sup>	県外大手ドラッグ ストア	約2000m <sup>2</sup>
コンビニ	150~200m <sup>2</sup>	鳥取空港	4300m <sup>2</sup>
ファミレス (客席約60)	200m <sup>2</sup>	大型家電量販店	4000~ 7000m <sup>2</sup>
フライドチキン店	170m <sup>2</sup>	イオン鳥取北	58000m <sup>2</sup>

# 検討1 バリアフリー化の推進 ⑤

## 1 全体の適合率が61%にとどまった要因

- ・共同住宅は、特別特定建築物の22%(235棟/1097棟)を占めているが、条例対象(1000m<sup>2</sup>以上)の建物が21棟(適合率9%)しか建築されておらず、全体の適合率を引き下げている。

⇒共同住宅を除く特別特定建築物全体では、適合率76%になる。

## 2 適合率が平成28年の目標値に達しなかった用途

区分	適用面積(m <sup>2</sup> )	適合率		適合数/ 建築数
用途	H28改正	目標	実績	
展示場	1000→500	56%	7%	1/15
店舗	100	81%	76%	191/250
体育館、スポーツジム等	1000→500	67%	30%	3/10
公衆浴場	500	100%	33%	1/3
クリーニング、コインランドリー等	500→100	63%	19%	8/42

# 検討1 バリアフリー化の推進 ⑥

## 3 適合率が50%未満の用途

区分 用途	適用面積(m <sup>2</sup> ) H28改正	適合率		適合数/ 建築数
		目標	実績	
展示場	1000→500	56%	7%	1/15
共同住宅	1000	19%	9%	21/235
体育館、スポーツジム等	1000→500	67%	30%	3/10
公衆浴場	500	100%	33%	1/3
クリーニング、コインランドリー等	500→100	63%	19%	8/42
理美容院	200	0%	3%	1/36

・適合率50%未満の用途のうち、高齢者・障がい者等の利用が多いと見込まれる共同住宅、クリーニング店・コインランドリー、理美容院の適用面積引き下げを検討する。

# 検討1 バリアフリー化の推進 ⑦

## 課題

- ・適合率は、適用面積を引き下げた用途で向上したが、全体の適合率は60%(H28)⇒61%と大きく伸びていない。
- ・共同住宅は、表面利回り10%以上(年間収入÷物件価格×100)の確保が経営の目安になっており、EVの費用(設置に約1.5千万円、維持管理に約100万円/年)を反映した家賃にすると事業が成り立たないことがある。

## 論点

- 適合率の目標は、条例の建築物全体ではなく、高齢者、障がい者等の利用が多いと見込まれる建築物(例えば法の特別特定建築物)ではどうか。
- 公衆便所や高齢者、障がい者が利用する用途は、全てバリアフリー化することにしてはどうか。

公衆便所  $50m^2 \Rightarrow 0m^2$  以上 老人ホーム等  $100m^2 \Rightarrow 0m^2$  以上

- 適合率が低い用途は、適用面積を引き下げてみてはどうか。

- ・共同住宅は、 $1000m^2 \Rightarrow 500m^2$ かつ3階

(1階住戸(住戸数の1割以上)を準移動等円滑化経路(バリアフリー化)とすることで、 $1000m^2$ まではエレベーター設置を免除)

- ・クリーニング店  $100m^2 \Rightarrow 50m^2$  理美容院  $200m^2 \Rightarrow 100m^2$

# 検討1 バリアフリー化の推進 ⑧

【参考】共同住宅の床面積別の建築数(H28年～R2年新築のみ)

500m<sup>2</sup>かつ3階以上に引き下げることで、適合率9%(17棟)⇒22%(42棟)  
に上昇

区分	共同住宅					計
	5階以上	4階	3階	2階		
床面積(m <sup>2</sup> )						
100未満	0	0	0	0	0	0
100～	0	0	0	10	10	10
200～	0	0	4	39	43	43
300～	0	0	8	38	46	46
400～	0	0	20	24	44	44
500～	0	0	8	1	9	9
600～	0	0	7	0	7	7
700～	1	0	2	3	6	6
800～	0	0	6	0	6	6
900～	0	0	1	0	1	1
1000～	13	0	4	0	17	17
合計	14	0	60	115	189	189

# 検討1 バリアフリー化の推進 ⑨

【参考】床面積別の建築数(H28年～R2年)

区分	クリーニング店、コインランドリー	
床面積(m <sup>2</sup> )	建築数	割合(%)
50未満	7	16.6
50～	27	64.3
100～	5	11.9
200～	1	2.4
300～	1	2.4
400～	0	-
500～	0	-
600～	1	2.4
700～	0	-
合計	42	-

区分	理美容院	
床面積(m <sup>2</sup> )	建築数	割合(%)
50未満	8	22.2
50～	14	38.9
100～	13	36.1
200～	1	2.8
300～	0	-
合計	36	-

適合義務

200m<sup>2</sup>以上(現行規定) 適合率2.8%  
 100m<sup>2</sup>以上に引き下げ 適合率38.9%  
 【参考】  
 50m<sup>2</sup>以上に引き下げ 適合率77.8%

100m<sup>2</sup>以上(現行規定) 適合率19.0%

50m<sup>2</sup>以上に引き下げ 適合率83.3%

適合義務

# 検討1 バリアフリー化の推進 ⑩

【参考】床面積別の建築数(H28年～R2年)

区分	建築数(割合)	
床面積	100m <sup>2</sup> 未満	100m <sup>2</sup> 以上(適合義務)
老人ホーム等(高齢者、障がい者使用)	1(2.6%)	38(97.4%)
福祉ホーム等(上記以外)、保育所	19(12.2%)	136(87.8%)
児童厚生施設、老人・身障者福祉C等	1(20%)	4(80%)

区分	建築数(割合)	
床面積	50m <sup>2</sup> 未満	50m <sup>2</sup> 以上(適合義務)
公衆便所	1(9.1%)	10(90.9%)

共同住宅、老人ホーム等、福祉ホーム等・保育所、児童厚生施設等、クリーニング店、理美容院、公衆便所の適用面積を引き下げることで、特別特定建築物全体の適合率は約70%となる。

# 委員会で審議する検討内容

## 検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できていない。

適合率 60%(H21～H25) ⇒ 61%(H28～R2)

## 検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

## 検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

## 検討4 既存建築物の利活用のさらなる促進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

# 検討2 整備基準の見直し ①

## 1 事前アンケート

- ・現行条例・整備基準の課題を抽出するため、協議会委員、福祉関係団体、建築確認窓口(県・4市、民間)、町村に対するアンケート調査を実施

## 2 アンケート結果

団体	主な課題、提案、意見の要約
県聴覚障害者協会	<ul style="list-style-type: none"><li>・エレベーターにモニターを設置し、ボタン一つで警備員の顔を見ながら会話ができるようにすること</li><li>・トイレは、パトライトなど非常用警告灯や文字で情報表示できる電光掲示板などを設置すること</li></ul>
障害者生活支援センターまちくら	<ul style="list-style-type: none"><li>・銀行ATMが車いす対応(蹴込み)でないのは不便</li></ul>
鳥取大学	<ul style="list-style-type: none"><li>・劇場の出演者側のバリアフリー化の基準がない</li><li>・楽屋側に障がい者用トイレがない(外に出ればある)</li><li>・宿泊施設のHPにバリアフリーに関する記述がない</li></ul>

# 検討2 整備基準の見直し ②

## 2 アンケート結果

団体	主な課題、提案、意見の要約
すてっぷ	<ul style="list-style-type: none"><li>・適用面積を引き下げ、<b>適合率80%を目標</b>にすること</li><li>・出入口扉の仕様は、用途別に規模要件があってもよいので、自動ドア又は<b>引き戸</b>にしてもらいたい。開戸は、インターホンを併設でも可</li><li>・店内は、段差なし、若しくは、段差解消の構造にすること</li><li>・<b>飲食店の席は、可動式(一定数以上)</b>にすること</li><li>・多目的トイレの<b>大人用ベッド設置の義務付け面積を引き下げる</b>こと</li><li>・福祉のまちづくり推進協議会のような仕組みの設置を<b>市町村に努力義務</b>を課してもらいたい。</li><li>・<b>維持管理の実効性を高めること</b>(多目的トイレの修理対応、点字ブロックに物を置かない)</li><li>・既存建築物のバリアフリー化が進むように補助金等を拡充すること</li></ul>

# 検討2 整備基準の見直し ③

## 2 アンケート結果

団体	主な課題、提案、意見の要約
県老人クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢化社会を見据え、バリアフリー化を推進すること</li><li>・通路に歩行支障物を置かないこと</li><li>・設備の未修理期間が続かないようにすること</li></ul>
就労支援センター 和貴の郷	<ul style="list-style-type: none"><li>・車いす駐車場に健常者が駐車する例が後をたたないことに加え、利用者を乗車させていない福祉施設の職員が駐車する例を見かける。</li></ul>
ゆうゆうとつとり 子育てネットワー ク	<ul style="list-style-type: none"><li>・ハートフル駐車場、トイレの大型ベットを増やすこと</li><li>・多目的トイレのカギの位置が低く、子供が開けてしまう</li><li>・バリアフリー社会を実現するには、補助金の拡充が望まれる</li></ul>
ハイヤー・タクシー 協会	<ul style="list-style-type: none"><li>・UDタクシーや福祉車両の利用者が、雨雪を避けて乗降できるように、屋根があるとよい</li></ul>

# 検討2 整備基準の見直し ④

## 2 アンケート結果

団体	主な課題、提案、意見の要約
山陰網膜色素変性症協会鳥取の会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ロビジョン者への配慮が必要 ⇒点字ブロック、下り階段、トイレブース、洗面台とシンク、ホテル等の部屋番号は、識別の観点が必要 ⇒点字ブロックがないトイレまでの曲角は、誘導表示が必要</li><li>・音声誘導装置のスピーカーは、玄関外に設置すること</li><li>・トイレ内の洗浄スイッチは、様々な形式があるので、分かりやすい表示にすること</li><li>・多目的トイレは、内部に音声誘導装置を設置し、広い施設では複数あるとよい</li></ul>
盲ろう者友の会	<p>【山陰網膜色素変性症協会鳥取の会との重複は割愛】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・暗いと行動に支障が生じるので、廊下、階段は常に明るくし、トイレブースの上部には、照明を設置すること</li></ul>
建築設計事務所	<ul style="list-style-type: none"><li>・小規模施設の事業者は、負担が大きいので、補助金の充実が必要である。</li></ul>

# 検討2 整備基準の見直し ⑤

## 2 アンケート結果

団体	主な課題、提案、意見の要約
県、4市、民間指定 確認検査機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所指定の施設は、<b>避難所として使用した場合を想定した整備基準</b>を設けてはどうか</li><li>・EV出入口の点字ブロックは、車いす使用者にとってはバリアになるので、操作盤前へ誘導してはどうか</li><li>・手摺りを設けた小便器のある便所の出入口は、幅80cm以上としてはどうか</li><li>・Q&amp;Aは、法令・条例の条文の順に並び替えがよい。</li><li>・既存改修や用途面積300m<sup>2</sup>以下は、支障のない広さでよいとされ、狭い便房で設計されることが多い</li><li>・面積の算定例や算定の考え方の例示があるとよい</li><li>・スロープは、色(明度等)により識別しやすくする</li><li>・500m<sup>2</sup>未満は、地上階と同じサービスが提供される利用居室のEV設置が免除されているが、車いす用トイレは、2階に必要になるので、1階に車いす用トイレがあれば免除してはどうか</li></ul>

# 検討2 整備基準の見直し ⑥

## 課題

- ・エレベーターのモニター、トイレベース内の電光掲示板の設置について、補助金以外に施設提供者の負担が軽減できる方策がないか
- ・前回の条例改正で多目的トイレの機能分散化に取り組んだが、まだ利用が集中し利用者に不便が生じている。
- ・ハートフル駐車場の屋根設置は、官公庁を除き、5000m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物で義務化しているが、適用面積の引き下げを検討する必要がある。

## 論点

- モニターや電光掲示板に代わり、IoT、DXの技術を活用してスマートフォンなどを活用でいいか。
- 多目的トイレの利用者分散化のため、一般トイレに付加する機能として、ベビーベット、オストメイトの適用面積の引き下げ、一定数のトイレベースを引き戸(折戸、円形引き戸)にしてみてはどうか。
- 駐車場屋根を設置する基準面積を引き下げてはどうか。  
例) 5000m<sup>2</sup>→2000m<sup>2</sup>
- 公営住宅は、新築における車いす住戸の整備を義務化してはどうか。

## 検討2 整備基準の見直し ⑦

### 条例見直しの提案に対する対応(案)

提案	対応案
○トイレ パトライトや文字で情報表示できる電光掲示板などを設置すること	IoT、DXを活用した方策を検討
多目的トイレのカギの位置が低く、子供が開けてしまう	マニュアルに工夫を記載
多目的トイレの大型ベットが少ない	設置面積の引き下げを検討
個室が分かるようにドアと壁の色を変える	明度等の差を設けるなど識別できるようにする
点字ブロックがないトイレまでの曲角は、誘導表示が必要	移動等円滑化経路の基準に追加
洗面台とシンクは、色が同じだと識別できない	明度等の差を設けるなど識別できるようにする
洗浄スイッチは、様々な形式があるので、分かりやすい表示にすること	JISに定める洗浄スイッチの配置を徹底する

## 検討2 整備基準の見直し ⑧

### 条例見直しの提案に対する対応(案)

提案	対応案
○トイレ	
多目的トイレは、内部に音声誘導装置を設置	IoT、DXを活用した方策を検討
広い施設の多目的トイレは、複数あるとよい	多目的トイレの機能分散化で対応
手摺りを設けた小便器のある便所の出入口は、幅80cm以上としてはどうか	整備基準に追加
既存改修や用途面積300m <sup>2</sup> 以下は、支障のない広さでよいとされ、狭い便房で設計されることが多い	マニュアル等に反映
地上階と同じサービスが提供される利用居室がある500m <sup>2</sup> 未満は、1階に車いす用トイレがあれば2階は免除してはどうか	前回の条例改正の趣旨はその通りなので、対応したい。
オストメイト簡易トイレは、膝を付けないと流せない。シャワーが冷水である。	一定規模以上の施設は、簡易オストメイト認めない整備基準に改正

## 検討2 整備基準の見直し ⑨

### 条例見直しの提案に対する対応(案)

提案	対応案
○ホテル、旅館の客室 ホテル等の部屋番号は、識別の観点が必要	マニュアル等に反映
○移動等円滑化経路(出入口) 出入口扉の仕様は、用途別に規模要件があつてもよいので、自動ドア又は引き戸にしてもらいたい。開戸は、インターホンを併設でも可	建物の用途・規模等での適用を検討したい。
音声誘導装置のスピーカーは、玄関外に設置すること	マニュアル等に反映
○移動等円滑化経路(廊下等) 店内は、段差なし、若しくは、段差解消の構造にすること	利用居室内は義務化できないので、条例の観覧席同様に努力義務化を検討

## 検討2 整備基準の見直し ⑩

### 条例見直しの提案に対する対応(案)

提案	対応案
○移動等円滑化経路(傾斜路)	
スロープは、色(明度等)により識別しやすくする	対応を検討する
○移動等円滑化経路(エレベーター)	
エレベーターにモニターを設置し、ボタン一つで警備員の顔を見ながら会話ができるようにすること	IoT、DXを活用した方策を検討
出入口の点字ブロックは、車いす使用者にとってはバリアになるので、操作盤前へ誘導してはどうか	マニュアル等に反映
○移動等円滑化経路(建物内通路)	
UDタクシーや福祉車両の利用者が、雨雪を避けて乗降できるように、屋根があるとよい	ハートフル駐車場の屋根設置面積の引き下げを検討する。

## 検討2 整備基準の見直し ⑪

### 条例見直しの提案に対する対応(案)

提案	対応案
○点字ブロック関係	
点字ブロックの識別の観点が必要	マニュアル等に反映
点字ブロックが中央にあると手摺りが探しにくい	マニュアル等に反映
敷地内と前面道路の点字ブロック接続の規模要件を引き下げて欲しい	規模要件引下げを検討
○その他	
避難所指定の施設は、避難所としての整備基準を設けてはどうか	バリアフリー化ができるように見直す。
銀行ATMが車いす対応(蹴込み)でないのは不便	マニュアル等に反映
劇場の出演者側のバリアフリー化の基準がない	マニュアル等に反映
楽屋側に障がい者用トイレがない(外に出ればある)	

## 検討2 整備基準の見直し ⑫

### 条例見直しの提案に対する対応(案)

提案	対応案
○その他 宿泊施設のHPにバリアフリーに関する記述がない	関係団体に周知する。 <b>バリアフリーマップを利用しやすい仕組みに見直す</b>
飲食店の席は、可動式(一定数以上)にすること	マニュアル等に反映
福祉のまちづくり推進協議会のような仕組みの設置を市町村に努力義務を課してもらいたい。	<b>市町村の努力義務を条例に反映できないか検討する。</b>
維持管理の実効性を高めること(多目的トイレの修理対応、点字ブロックに物を置かない)	<b>施設及び所管行政庁(県、4市)に容易に報告できる仕組みを検討する。</b> <b>所管行政庁は施設に指導を徹底し、それが利用者に分かるようにする。</b>
補助金等の拡充を検討すること	補助金の拡充を検討

# 委員会で審議する検討内容

## 検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できていない。

適合率 60%(H21～H25) ⇒ 61%(H28～R2)

## 検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

## 検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

## 検討4 既存建築物の利活用のさらなる促進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

# 検討3 弱視者への配慮

---

## 1 弱視者が抱える問題点

- ・同系色だと点字ブロック、下り階段と床が認識しにくい。
- ・男女のトイレサイン、ホテルの部屋番号が識別できないことがある。

## 2 弱視者に配慮した設備整備のあり方

### 1)床と壁のコントラスト

- ・床面と壁面の下部又は全体を明度、色相又は彩度が異なるようにして、床の端が明確に認識できるようにする。

### 2)誘導サイン

- ・弱視者が視認しやすい位置(床、吊り下げ)に設置する。
- ・壁のサインは、空間が広いと発見しにくいので、注意が必要
- ・サインに文字を使用する場合は、読み取りやすい大きさにする。
- ・サインは、連続性、整合性を持たせ、利用居室等へ誘導する。

### 3)エスカレーター

- ・乗口付近に進入可否の表示をする。

### 4)階段手摺り

- ・階段の角度と合わせて設置し、連続性を持った手摺りとする。

# 検討3 弱視者への配慮

## 課題

- ・弱視者への配慮は、コントラストが、設計図書に示したとおり施工され、建築主事等が建築確認、完了検査においてチェックできる仕組みが必要である。
- ・コントラストは、整備基準に「識別しやすいように」と表現されているが、設計者、施工者、建築主事等が共通認識できる数値化にできないか。

## 論点

- コントラストは、数値化するにあたって、参考となる整備基準があるか。  
⇒建築主事等が明度等の差を現地で適合確認する方法はあるか。
- 自由な内装デザインを損なわないように、幅木、ドア枠などでコントラストを設ける方法でもよいか。

# 委員会で審議する検討内容

## 検討1 バリアフリー化の推進(適合率の向上)

- ・平成28年の条例改正では、適合率70%を目標に掲げて見直しを行ったが、達成できていない。

適合率 60%(H21～H25) ⇒ 61%(H28～R2)

## 検討2 整備基準の見直し

- ・施設利用者、施設提供者、設計者等の提案への対応
- ・多目的トイレの機能分散化の促進、屋根付き駐車場の普及促進

## 検討3 弱視(ロービジョン)者への配慮

- ・見えづらさに配慮した施設整備を促進

## 検討4 既存建築物の利活用のさらなる促進

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値を引き下げている
- ・空き家等の利活用とバリアフリー化推進を両立させる検証が必要

# 検討4 既存建築物の利活用のさらなる促進

---

## 1 条例緩和の内容

- ・床面積200m<sup>2</sup>未満の用途変更では、階段、廊下寸法、敷地内通路、出入口の幅(トイレ及び玄関)は、バリアフリー基準の適用を除外している。
- ・大改修が必要になるなど、やむを得ない理由があると知事が認める場合は、条例の全部又は一部を適用除外できる。(不適用認定)

## 2 条例への適合が課題となつた事例

- ・古い6人乗りのEVがあつたが、出入口80cm未満、奥行き135cm未満であったことに加え、シャフトが狭く籠の取り替えができずに活用を諦めた。(既存の床スラブに穴をあけることは、避けたい。)
- ・鉄筋コンクリート造の古いビルは、居室の出入口幅が75cm程度(錫製建具の幅)であり、建具枠を取り替えて80cm以上にするのは難しい。
- ・既存建物は、段差解消のスロープ勾配1/12を確保するのが難しい。(50cmの段差解消に必要なスロープ長さは6m)
- ・不適用認定により緩和ができるが、手続き費用を施主に請求しにくいので、設計事務所は積極的に取り組まない。
- ・古民家の廊下の幅は、半間(柱心98cm、有効開口幅86cm程度)なので、120cmの幅を確保するのは難しい。

# 検討4 既存建築物の利活用のさらなる促進

## 課題

- ・空き家、空きビルの増加・老朽化が、景観を阻害し、地域の価値が低下している。
- ・既存建築物の利活用とバリアフリー化の推進の両立ができるか。
- ・空きビルは、200m<sup>2</sup>未満しか活用されず、上層階が放置されている。
- ・不適用認定が、活用されていない。(これまでの認定実績は僅か3件)

## 論点

○不適用認定で緩和実績のある基準については、条例適用から除外してはどうか。また、不適用認定の事務処理権限を知事から4市に移譲してはどうか。

(緩和実績)廊下幅120cm以上、敷地通路幅120cm以上、車いす回転  
出入口の段差(可動式スロープの設置)  
出入口の幅80cm(70cm以上は確保)

○床面積500m<sup>2</sup>未満の用途変更は、EV設置を緩和してはどうか。

○空き家、空きビルの利活用を進めるにあたり、他に方策はないか。

## 整備基準専門委員会からの意見、提案

---

- ・委員からの意見、提案等があれば**7月26日までに提出**
- ・次回(第2回)では、事務局から整備基準案を提示し審議していただくことにしている。

# 専門委員会における審議内容

---

回数	時期	内容
第1回	令和3年7月	見直しの方向、課題の整理と対応方針など
第2回	令和3年8月	条例、マニュアル等への反映案 支援制度の拡充案
第3回	令和3年10月	条例、マニュアル、支援制度の改正案の提示

## 推進協議会への報告

---

回数	時期	内容
第1回	令和3年11月	パブリックコメント後の条例改正案の承認

# 条例改正スケジュール(案)

年度	令和3年度												令和4年度			
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	～	10		
条例	分析・課題整理	整備基準検討	条例案作成		パブコメ	条例案修正	●条例案付議	2月議会	●条例公布	条例説明会		●条例施行				
知事議会						●議会報告 知事協議、議会報告										
専門委員会		●第1回見直しの方向	●第2回反映案説明	●第3回改正案提示												
推進協議会			●専門委員指名通知			●協議会報告										

周知期間